



平成 28 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆  
(コード番号 3750 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司  
(TEL. 03-5501-4100)

## 当社子会社による損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社の子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社が、永光建設株式会社に対し提起しておりました損害賠償請求事件について、平成 28 年 9 月 2 日付にて東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 当該子会社の概要

- (1) 名 称：セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社
- (2) 所 在 地：東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
- (3) 代 表 者：藤堂裕隆
- (4) 事業内容：不動産業
- (5) 資 本 金：10 百万円

### 2. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所、平成 28 年 9 月 2 日

### 3. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

平成 27 年 3 月 23 日及び平成 27 年 10 月 2 日に開示したとおり、当社子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社は平成 27 年 3 月 19 日付で、同社が平成 27 年 2 月 19 日に販売目的として永光建設株式会社より取得した不動産に関して、土地所有権移転登記抹消登記手続きを求める訴訟の提起を受け、同年 10 月 1 日付で敗訴し、原告である田代林産有限会社の請求を容認し、所有権移転登記の抹消登記申請手続きを行いました。

一方で、平成 27 年 5 月 25 日にセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社は、当該土地を取得できなかったことによる損害を永光建設株式会社及び手続きを行った司法書士に対して損害賠償請求の提起を行っており、上述のとおり判決の言い渡しがありました。

### 4. 判決の要旨

- (1) 被告（永光建設株式会社）は、原告（セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社）に対し、2 億 186 万 2188 円及びこれに対する平成 27 年 5 月 29 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用中、原告と被告その間において生じたものは、これを 10 分し、その 1 を原告の、その余を被告の負担とする。

### 5. 今後の見通し

本判決による賠償金の収入、その他本判決に与える影響につきましては、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

なお、当社は永光建設株式会社に対する本判決について承服しておりますが、本判決に対して控訴が提起され、控訴審において審理されることとなった場合においても、本判決の内容が維持されるよう対応する方針であります。また、司法書士に対する本判決については不服申立するかも含め、検討していく方針であります。

以 上